

# アメリカにおける同棲の問題

— アメリカ家族の研究 —

野々山 久也

## 1. はじめに

アメリカにおける「同棲」世帯の比率は、1980年の時点において56万世帯に達しており、全世帯中のほぼ2%を占めることになった。この時点での一人世帯（単身者世帯）は23%を占めているので、この23%をのぞく77%中で計算してみると、1980年現在での同棲者の世帯の比率は、15.4%に達することになる。アメリカ商務省人口統計局（U. S. Dept. of Commerce, Bureau of the Census）の発表（1982年9月）によると、こうした同棲率は1970年からの11年間で、ほぼ3.5倍の急増ということになる。

未婚のまま男女が同棲するという現象は、時代をとおしてみた場合、もちろんアメリカにおいてすでに長い歴史が続いてきている。それはとくに社会・経済的に下層の人びとのあいだにおいて然りであった。<sup>(1)</sup> また、考え方としての試験婚（trial marriage）については、20世紀の初期以来、多くの識者たちの議論のトピックともなってきている。<sup>(2)</sup> しかしながら、それがアメリカの中産階

---

(1) P. R. Newcomb, "Cohabitation in America: An Assessment of Consequences," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41 (August 1979) pp. 597—603.

(2) たとえば、次を参照のこと。

B. B. Lindsey and W. Evans, *The Companionate Marriage*, Garden City Publishing Co., 1927—1929.

M. Mead, "A Continuing Dialogue on Marriage: Why just living together won't work," *Redbook*, Vol. 130 (April 1968) p. 44.

B. Russell, *Marriage and Morals*, Liveright, 1929.

層のあいだで急速に実践されるようになってきたのは、ほんの最近の過去20年のあいだの現象であるといってよい。

アメリカにおけるこうした同棲者たちの比率の急速な増大とともにあって、最近、同棲にかかわる社会学的な調査研究が盛んに行なわれるようになってきている。しかしながら、そのほとんどの研究の特徴は、大学の学部の学生たちを対象にして取りだされたサンプルを取りあつかっている。このことからそれらの知見はひじょうに限定されたものとなっている。その点で、これらの調査研究の知見は、そのまま鵜呑みにして全体に敷衍することは危険であるといってよい。アメリカにおける大学関係者以外の同棲者の比率については、確かな統計的数据はほとんど入手できないが、しかし後に述べるように、必ずしも少なくないことが予想されるのである。とくに以前に結婚の経験のある人びとや高齢者たちのあいだに見られるような同棲と若い未婚の大学生たちの同棲とをまったく同質のものとして同日に論じることは許されてよいことではないだろう。

本稿は、こうした注意を肝に銘じながら、できるかぎり多くの文献を紹介することによって、今日のアメリカにおける同棲にかかわる諸現象をいくらかなりとも論じてみるとことにしてみたい。

## 2. 「同棲」研究の展開

アメリカにおける同棲の研究として最初に発表された論文は、アイオワ大学の大学院において M. P. ジョンソンが修士論文として提出した論文であった。<sup>(3)</sup> それは1968年のことである。そして最初の、より専門的な論文の現れたのは、その4年後の1972年であった。<sup>(4)</sup> また同棲に関する研究者たちのあいだで『同棲研究会報』(Cohabitation Research Newsletter)が最初に発行されることになったのも、この1972年であった。<sup>(5)</sup> 編集者である E. D. マックリンを中心にして研究者間の情報誌としてはじまったわけである。それ以来、アメリ

(3) M. P. Johnson, "Courtship and Commitment: A Study of Cohabitation on a University Campus," Unpublished Master's Thesis, University of Iowa, 1968.

## アメリカにおける同棲の問題

力における同棲の研究はじよじよに普及し、1980年現在に至るまで毎年4本ぐらいの学位論文がこのテーマを取りあつかっているのである。

ところで、同棲の普及率、すなわち同棲率の急速な増大といつても、その普及率の計算は、それぞれの調査研究者による「同棲」についての概念規定によってかなりの差異が現れるのである。マックリンが「用語の使用には、ほとんど一貫性がない」とはっきりと指摘しているように<sup>(6)</sup>、まさに数多くの研究者たちのあいだにおいて概念規定にさまざまな多様性が見いだされるのである。調査研究の知見に関する解釈を行なう場合、こうした点での注意も決して怠ってはならないことを肝に銘じておく必要があるだろう。

C. L. コールは、同棲という概念に関する操作的規定としてはさまざまな文献中におおむね次のようなものが見いだされるとして整理している。<sup>(7)</sup> すなわち、まず第一は「結婚していない異性のだれかと一緒に生活すること」といった極めて曖昧な規定である。第二は「結婚していない異性のだれかと連続して3か月以上のあいだ一週間に4夜以上、寝室そして／あるいはベッドをともにすること」という規定である。そして第三は「結婚をとおして自分たちの生活を公式的に確かなものとすることなしに同じ世帯に結婚と同じ条件のもとで二人の異性の成人が生活をともにすること」という規定である。コールの整理にはないが、もちろんいかなる概念規定も明らかにせずに同棲という用語を自明

---

(4) たとえば、次の二つの論文が現れた。

J. F. Lyness, et al., "Living Together: An Alternative to Marriage," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 34 (May 1972) pp. 305—311.

E. D. Macklin, "Heterosexual Cohabitation among Unmarried College Students," *Family Coordinator*, Vol. 21 (October 1972) pp. 463—472.

(5) E. D. Macklin (ed.), *Cohabitation Research Newsletter*, Vol. 1 (October) 1972.

(6) E. D. Macklin, "Nonmarital Heterosexual Cohabitation," *Marriage and Family Review*, Vol. 1, No. 2 (March/April 1978) pp. 1—12.

(7) C. L. Cole, "Cohabitation in Social Context," in R. W. Libby and R. N. Whitehurst (eds.), *Marriage and Alternatives*, Scott, Foresman and Co., 1977, p. 65.

のものとして用いている論文も数少なくない。

P. R. ニューコームは、自分の論文を展開するさいに、まず「概念規定の試みはほとんど見いだされない」と指摘したうえで、D. E. オールディの概念規定を評価し、その規定を自分の論文に採用している。<sup>(8)</sup> オールディの規定とは、つぎのようなものである。すなわち「同棲とは、共通の住居をもち、そして法的、文化的、あるいは宗教的な承認による利点なしに存在する情緒的、肉体的、および知的な緊密な異性関係である。<sup>(9)</sup>」ニューコームは、この規定に加えて「同棲は、操作的には少なくとも3か月間のあいだ一週間に5日間をともに生活する男女の組合わせで、法的にも宗教的にも結婚の手続きをとっておらず、しかも性的に緊密であるが、将来への結婚の目標を有するとは限らないものである」と規定している。

以上のいくつかの概念規定から伺い知れることは、まず同棲は、二人が相互に夫および妻として、さらに対外的には既婚者として振るまうところの一般法にもとづいた結婚ではないということである。それだけではない。同棲は、またアメリカにおいて従来からの慣習となってきているデート行動や求婚のパターンとも異なっているということである。同棲は、その意味において今日、アメリカにおける非伝統的な新しいライフ・スタイルとして登場してきているということができるかもしれない。

### 3. 同棲率の増大

本稿のはじめに、1980年の時点でのアメリカにおける同棲率をいくらか紹介したが、P. C. グリックは「血縁者と離れて血縁関係にない異性と生活をともにしていると報告した世帯主の数は、1960年代のあいだに約8倍の増大である」

(8) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(9) D. E. Olday, "Some Consequences for Heterosexual Cohabitation for Marriage," Unpublished Doctoral Dissertation, Washington State University, 1977, p. 54.

## アメリカにおける同棲の問題

と報告している。<sup>(10)</sup> グリックのこの報告は、それがただちに同棲率の増大と解釈されなければならないだろう。なぜなら、ここでは概念規定がまったくはっきりしていないからである。またグリックと A. J. ノートンは、1977年の時点での「同棲している人の数は、ほとんど 200 万人になりつつあり、1970 年と 1977 年のあいだでは、ほぼ 2 倍になってきている」と報告している。<sup>(11)</sup> そして、この数字は 1977 年の未婚の成人の 3.6% にあたり、二人世帯の 4.2% にあたると報告している。K. A. イロは、2,143 人の男女の全国調査からこのグリックとノートンの 1977 年の時点の調査結果とほぼ同様の結論が導かれたことを 1978 年の論文で明らかにしている。<sup>(12)</sup> つまり、かの女は「結婚という形式によらないで今日、アメリカにおいて同棲している男女は、200 万人に少なくとも達している」と指摘しているのである。そこで、この数字はアメリカにおける同棲者の実数としてほぼ信頼に足るものであるということになりそうである。

しかしながら、1977 年に発表されたアメリカの人口統計局の報告では、1976 年 3 月現在でのアメリカにおける「異性の無関係な成人と生活場所をともにする世帯主から成る二人世帯に住んでいる人びとの数は 130 万人である」ということであった。<sup>(13)</sup> これは先ほどの 200 万人とは大きな差がある。それだけではない。人口統計局によるこの数字は「結婚せずに同棲している内縁関係の配偶者はもちろんのこと住込みの雇い人や同居人も含む」数字なのである。

このように多様な情報が流布しているが、とにかく今日のアメリカでは少なくとも 55 万世帯以上の「同棲」世帯が存在しているというのは事実のようである。また人口統計局の報告では、「無関係な成人が生活をともにする二人世帯」

(10) P. C. Glick, "Some Recent Changes in American Families," *Current Population Reports*, P-20, U. S. Bureau of the Census, G. P. O., 1976, p. 13.

(11) P. C. Glick and A. J. Norton, "Marrying, Divorcing, and Living Together in the U. S. Today," *Population Bulletin*, Vol. 32 (October 1977) pp. 2—39.

(12) K. A. Yllo, "Nonmarital Cohabitation: Beyond the College Campus," *Alternative Lifestyles*, Vol. 1 (February 1978) pp. 37—54.

(13) U. S. Bureau of the Census, "Marital Status and Living Arrangements: March 1976," *Current Population Reports*, P-20, No. 306, 1977.

は、1960年の国勢調査では24.2万世帯、1970年の国勢調査では32.7万世帯、そして1977年の国勢調査の予備分析では66万世帯となって、確実に増大化の傾向にあると発表している。<sup>(14)</sup> したがって、今日のアメリカでは「同棲」世帯が急速に増大してきているということも、また事実のようである。

かくして、こうした現象は『同棲研究会報』の編集者であるマックリンをして、つぎのように語らしめることになるのである。すなわち「結婚せずに異性同士が同棲することがアメリカにおいて今日、急速に支配的文化の一部に組入れられつつある。そして遠からず人びとのライフ・サイクルのある時点で、このライフ・スタイルが多くの人びとの経験するものとなりそうである。<sup>(15)</sup>」もちろん、こうした解釈が正しいか否かは歴史が証明してくれることになるのであるが、しかしマックリンがここで指摘する「ライフ・サイクルのある時点でのライフ・スタイル」という同棲の位置づけは、あながち誤りではないかも知れないという一つの情報がある。というのは、オールデイは、かれの博士論文のなかで「1960年の国勢調査の期間からのこうした増大のほとんどは、25歳以下の若者たちのあいだで起こっているものである」という指摘をしているからである。<sup>(16)</sup> つまり、ライフ・サイクルのある時点とは、結局のところ結婚まえの若者たちということになりそうなのである。

結婚まえの若者たちといえば、大学生たちがまず問題にされることになるのは当然のなりゆきである。さきにも述べたように、大学生をサンプルにした調査研究は確かに数多い。しかし大学生たちのあいだでの同棲の普及率は、それぞれの大学の制度によって異なっており、大学側がキャンパスに住む学生たちに厳しい規則を要求しているところでは同棲の普及する余地はないのである。結局、大学生たちのあいだでの同棲の普及率は、大学における多様性のために

---

(14) 本稿のはじめに述べたように、1980年の国勢調査では、住込みの雇い人や同居人などをのぞく同棲者の世帯は、56万世帯と報告されている。

(15) E. D. Macklin, Op. Cit., *Marriage and Family Review*, Vol. 1, No. 2, 1978, p. 1.

(16) D. E. Olday, Op. Cit., 1977 (cited by R. P. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, p. 597).

## アメリカにおける同棲の問題

全体の普及率を見積ることがむずかしいということになるのである。しかし、ここでは既存の調査研究のいくつかを紹介することによって、おおよそのところを明らかにしてみることにしてみたい。

マックリンによると、大学のキャンパスにおける調査の15の研究報告では、ランダム・サンプリングでの同棲普及率の平均は24%であったということである。<sup>(17)</sup> これは「かつて同棲していたという比率」であるが、それはほぼ次の研究とも一致している。すなわち、それは D. W. バウワーと V. A. クリストファーソンによる「現在あるいは、かつて同棲の経験があるか」という同棲普及率についてのアメリカの八つの地域における14の州立の大学での1,191人のランダム・サンプリングの調査研究である。ここでも平均25%という知見が得られたのである。<sup>(18)</sup> したがって、アメリカの大学では現時点において約4分の1の学生たちが全体としてみて同棲の経験をもっているものと結論づけてよいということになるのである。

ここで興味深いことの一つは、ほとんどの調査において男性の方が女性よりも高い比率で同棲したことを報告しているということである。しかし、これは3か月以上いっしょに住んだ者だけを考慮すると、大体において消失してしまう差である。大学生における同棲の普及率は、卒業あるいは結婚という時点まで上昇しつづけている。これは一年生から四年生にむかってその比率が増大する傾向にあることを示しているだろう。

ところで、25歳以下の若者たちがすべて大学生であるかのようにして論をすすめてきたが、しかし事実はまったく意外である。というのは、グリックとノートンは、1970年のデータから「一方または双方が大学に入っているものは、25歳以下の未婚の同棲者の男女のカップルの4分の1だけである」と述べてい

---

(17) E. D. Macklin, Op. Cit., *Marriage and Family Review*, 1:2, 1978, pp. 1-12.

(18) D. W. Bower and V. A. Christopherson, "University Student Cohabitation: A Regional Comparison of Selected Attitudes and Behavior," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39 (August 1977) pp. 447-452.

るからである。<sup>(19)</sup> つまり、25歳以下で1970年に同棲していた男女の75%は、大学に入っていなかったのである。またR.R.クレイトンと N. L. ヴォスは、1962年から1972年のあいだに徴兵制の登録を行なった20歳から30歳の男性を対象にして全国ランダム・サンプリングをし、2,510人にインタビューを行なっている。<sup>(20)</sup> かれらの知見では、これらの人びとの18%が6か月以上のあいだ女性と結婚せずに同棲したと回答し、またかれらの65%がそうした関係を一時期のあいだ一度だけ経験したと回答した。現在なお同棲していると回答したものは5%であった。そして、このように回答したもののはほとんどは高校教育以下であったということである。このことは同棲に関する調査研究のほとんどが大学生に関してであるということから考えて極めて重要な意味を有しているものといってよいだろう。

これだけではない。われわれは同棲率の増大のほとんどが25歳以下の若者たちのあいだで起こっているというオールデイの先ほどの指摘を鵜呑みにして論をすすめてきたが、しかし、たとえそれが事実であろうとも、われわれは次の報告を看過できないのである。すなわち、1977年の人口統計局の報告では、同棲する「66万の二人世帯」全体の23%が、14歳から24歳の年齢の世帯主であり、41%が25歳から44歳の世帯主であり、23%が45歳から64歳の世帯主であり、13%が65歳以上の世帯主であったという統計的データが明らかにされているのである。<sup>(21)</sup> このことは明らかに同棲の普及が年齢的にみて、かなり巾広いものであることを示していることにはかならないだろう。

アメリカにおける同棲率の増大は、以上にみてきたように、そのすべてが「同棲」世帯そのものの比率の実質的な増大によるものであることは事実である。しかしながら、この増大は、じっさいの同棲行動そのものの増大や拡大に

(19) P. C. Glick and A. J. Norton, Op. Cit., *Population Bulletin*, Vol. 32, 1977, pp. 2-39.

(20) R. R. Clayton and N. L. Voss, "Shacking Up: Cohabitation in the 1970s," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39 (May 1977) pp. 273-283.

(21) U. S. Bureau of the Census, Op. Cit., *Current Population Reports*, P-20, No. 306, 1977.

## アメリカにおける同棲の問題

すべてが起因するというよりも、むしろその背景において同棲者として自分たちを同一視することを好む人びとの比率の増大、つまりインタビューやアンケートにたいして自分たちを同棲者であると同一視して何ら憚ることなく回答する態度における変化の拡大によるものではないかという仮説が成り立つ。この点からすれば、アメリカにおける同棲率の増大は、同棲にたいする価値観の変化あるいは受容行動のパターンの拡大と相まって理解されないと正しい理解にならないということになるだろう。

### 4. 同棲への好意的態度の出現

同棲にたいして好意的態度を表明する人びとの増大については数多くの調査研究が見いだされる。たとえば、I. アラファトと B. ヨアバーグは、ニューヨーク市立大学でのかれらの調査結果では「そうする機会さえ与えられれば、いつでも異性と同棲する」という回答をしたものが全回答者の79.2%であったことを報告している。<sup>(22)</sup> また L. F. ヘンジと J. W. ハドソンの調査研究によると、かれらの調査対象であるアリゾナ州立大学においては未婚男性の71.4%と未婚女性の42.6%の学生が「同棲したいか」と尋ねられたとき「イエス」と回答したと報告されている。<sup>(23)</sup>

さきに引用した14の州立の大学の学生 1,191人を調査したバウワーとクリストファーソンの調査研究によると、同棲したことのない人びとの52%がそうすることを考慮してみたいと回答したと報告している。<sup>(24)</sup> また B. マコーリーの調査によると、デラウェア大学では、ほんの28%の学生が「多分あるいは絶対に同棲しない」と回答しただけであったということを報告している。<sup>(25)</sup>

---

(22) I. Arafat and B. Yorburg, "On Living Together without Marriage," *Journal of Sex Research*, Vol. 9 (May 1973) pp. 97—106.

(23) L. F. Henze and J. W. Hudson, "Personal and Family Characteristics of Cohabiting and Noncohabiting College Students," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 36 (November 1974) pp. 722—726.

(24) D. W. Bower and V. A. Christopherson, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1977, pp. 447—452.

さらに L. J. フアンの調査研究によれば、イリノイ州立大学での1972年の調査では女性の23%，そして男性の8%のみが「たとえ愛しあっていても絶対に同棲しない」と回答しただけであったと報告している。<sup>(26)</sup> またマックリンの調査研究では、1972年のコーネル大学では同棲したことのない人びとのほんの7%が「それは道徳的理由からである」と回答しただけであって、その他のほとんどの共通の理由は「一週間に4夜も滞在したい相手が見つかっていないから」とか、「地理的に相手と離れているから」といった理由であったということである。<sup>(27)</sup>

マックリンは、アメリカの大学における大学生たちの同棲にたいする好意的態度あるいは許容的態度の普及について結論づけて、つぎのように要約している。<sup>(28)</sup> すなわち、「全国的に考えて、おそらく大学人口の約25%が同棲を経験してきており、50%が適当な関係や状況が見つかりさえすれば同棲する用意があり、残りのほぼ25%がたとえ可能であっても宗教的、道徳的、および個人的な理由などで、おそらく同棲しないと予想できる」と。マックリンによれば、最後の25%は主として女子学生や下級生であるということになる。

とにかく、ここに提示された調査研究による知見は、すべて大学生を対象にして実施して得られたものばかりである。その点で、これらの知見は極めて限定されたものであって、全体に敷衍して解釈することは危険である。しかしながら、これらの知見は、同棲が過去20年のあいだに急速に増大してきたといふ

(25) B. McCauley, "Self Esteem in the Cohabiting Relationship," Unpublished Master's Thesis, University of Delaware, 1977 (cited by E. D. Macklin, Op. Cit., *Marriage and Family Review*, 1:2, 1978, pp. 1—12).

(26) L. J. Huang, "Research with Unmarried Cohabiting Couples: Including Non-exclusive Sexual Relations," presented at the Annual Meeting of the National Council on Family Relations, St. Louis, Missouri, October 1974.

(27) E. D. Macklin, "Unmarried Heterosexual Cohabitation on the University Campus," in J. P. Wiseman (ed.), *The Social Psychology of Sex*, Harper and Row, 1976, p. 121.

(28) E. D. Macklin, Op. Cit., *Marriage and Family Review*, 1:2, 1978, pp. 1—12.

## アメリカにおける同棲の問題

ことだけでなく、かつては非難され、スティグマさえ与えられてきた行動が今日では好意的ないしは許容的に迎え入れられ、場合によっては非難というよりも若者たちにとって願望にさえなってきているということを表わしており、予想される将来においてその変化は持続し、ますます拡大する可能性さえ示唆しているということになりそうである。

ところで、同棲にたいする学生たちのような若者たちの世代の態度が以上のようなものであったとしても、その親たちの世代の態度はどのようにになっているのだろうか。これまでに報告された親の世代と学生の世代とを比較した研究のすべては、どれもそこに大きなギャップが存在していることを報告している。<sup>(29)</sup> すなわち親の大多数は、結婚せずに同棲することは不道徳であり、また情緒的に不健康であり、かつ愚かなことであると考えていると報告されているのである。そして親たちは、自分たちの子供たちがそうした行動をとるとすれば、その行動を妨害したり、あるいは断念させたりしようとするだろうと回答したと報告されているのである。

こうした親の世代にみられる同棲にたいする非受容的態度そのものは、ほんの最近まで大学当局が学生たちのあいだに見いだされる同棲にたいしてとってきた姿勢からその内容を伺い知ることができるだろう。マックリンは1960年代の初めに発行されたコーネル大学の学生新聞を引用しながら、つぎのように述べている。<sup>(30)</sup> すなわち「1962年には一人の大学院生がかれのアパートにひとり

---

(29) たとえば、次を参照のこと。

P. B. Smith and K. Kimmel, "Student-Parent Reactions to Off-campus Cohabitation," *Journal of college Student Personnel*, Vol. 11, 1970, pp. 188-193.

D. Steiner, "Non-marital Cohabitation and Marriage: Questionnaire Responses of College Women and their Mothers," Unpublished Master's Thesis, North Dakota State University, 1975 (cited by E. D. Macklin, 1978, pp. 1-12).

E. D. Macklin, "Comparison of Parent and Student Attitudes toward Non-married Cohabitation," presented at the Annual Meeting of the National Council on Family Relations, St. Louis, Missouri, October 1974.

の女性と同棲していたことで大学から無期限の停学処分をうけた。そして1964年には、一人の男子学生が大学とかかわりのない女性と地方のホテルで一夜を過したことで激しく非難された。性道徳は、大学当局の本来的な関心であると考えられていたし、また『付添い人なしで異性と一夜を明かすこと』は、学生生活部によって性道徳の違反とみなされていたのである。」

それでは、一世代まえの親の世代が考えも付かなかった行動パターンを今日のアメリカの若者たちが受け入れるようになってきたのは、いったい何が原因しているのだろうか。もちろん「単一の要因」が作用したなどとは誰も考えていないだろう。確かに無数の要因の相互作用がそこには見いだされるといつてよい。まず先ほどのコーネル大学の学生新聞からのマックリンの引用に対応して論じるならば、1960年代のあいだに大学当局における同棲の普及を助長するいくつかの変化が生じたのである。M. ゴードンは、それを次のように整理している。<sup>(31)</sup> すなわち「まず第一は、たとえ女性にだけであったにしても、ほとんどの男女共学の大学に存在していた学生の夜間外出禁止令の撤廃への動きが存在したことである。第二は、寮の部屋への異性の客のもてなしを規制していた規則の自由化が存在したことである。そして今や、ほとんどの大学において学生夫婦が寮で世帯をもつことが可能になってきているのである。第三は、キャンパス外での生活を規制する規則もまた自由化されてきたことである。かつては、いくつかの大学やカレッジがすべての学生にたいして大学の統制下にある寮や大学の監督をうけているフラタニティやソロリティの学生寮に住むことを要求していた。しかし今日では、学生がキャンパス外で生活することについて多くの大学がその規制をますます自由化させてきているのである。」

同棲の普及の原因について、それでは学生たちはどのように考えているのだろうか。学生たちの意見をまとめたマックリンのいくぶん長い記述をつぎに引用してみることにしよう。<sup>(32)</sup> 「学生たちが『なぜ同棲がより一般的で、より開

(30) E. D. Macklin, "Heterosexual Cohabitation among Unmarried College Students," *Family Coordinator*, Vol. 21 (October 1972) pp. 463—472.

(31) Michael Gordon, *The American Family*, Random House, 1978, p. 186.

## アメリカにおける同棲の問題

放的になってきたか』について、それぞれの考えを尋ねられたとき、かれらの回答は次のようなものである。すなわち、若者たちによるより意味ある関係への探求。……そして若者たちによる表面的な『デート・ゲーム』への必然的拒否。大きな大学での孤独や、また自分について世話をしてくれる誰かと寝ることからくる情緒的満足。結婚制度に関して広く行きわたった疑問。そして永続するにしても、永続性を考慮するまえに関係を試みることへの願望。……若い人びとのより早い成熟。しかも結婚が可能になるまで長く待たなければならないという事実。そして大学というコミュニティがそのような関係を発展させるための支持と実行可能性を提供しているという事実、などである。仲間集団の支え、広大な機会、愛し愛されたいという人間のニード；そして伝統的な方法に疑問をもつ傾向などが存在して、もし一緒にいることが楽しければ、二人が一緒に生活したいと望むのは、むしろ当然のように思われる。尋ねるならば、次のように尋ねた方がもっと適切であるといってよいだろう。すなわち『なぜ諸君たちは同棲することを選ばないのか』。」

アメリカにおける同棲の普及にたいして極めて常識的に「それはアメリカで今日普及している科学的避妊手段すなわちピルのせいである」と主張したりする人びとがいる。こうした解釈は正しいだろうか。まず、こうした常識的解釈が基本的に誤っていることは、今日のアメリカにおける同棲の普及が単一の要因に依存しているものではないということからである。そして第二に、こうした常識的解釈が基本的に誤っていることは、科学的避妊手段であるピルがアメリカにおいて今日普及してきているから同棲が増大してきたのではなく、むしろそれは本末転倒でさえあって、同棲が普及してきているからこそ逆に科学的避妊手段であるピルの普及がますます盛んになってきた面さえ指摘されうるということからである。もちろん本稿では、科学的避妊手段の普及と同棲の普及についてそれらを因果的に関係づけるつもりも、またその関係を否定するつもりもまったくない。本稿ではむしろ、こうした両者の普及を促すことになって

---

(32) E. D. Macklin, Op. Cit., *Family Coordinator*, Vol. 21 (October 1972)  
pp. 463—472.

といったより深層の諸要因ならびにその因果的な相互連関を明らかにすることの重要性をつよく強調したいのである。

## 5. 「同棲」普及の原因

アメリカにおける「同棲」普及の原因は、無数の要因が相互に影響しあっていて何から解きほぐしていくべきか戸惑うばかりである。それほど複雑であって、単一の要因のみを特定化することができないということである。それが必ずしも間接的要因あるいは直接的要因ということにはならないが、とにかく成るべく大きなところから小さなところへという順で解きほぐしていくべきは、背景となる要因として第一にもっとも重視されなければならないのは、アメリカにおける「都市化」という要因である。都市化という現象は、いろいろな意味において同棲行動を受容する方向へと作用したといってよい。

都市化は、もちろん都市への多量な人口の集中による多数の多様な人間の存在が前提ではあるが、それは匿名性の機会を増大させ、かつ私的生活とプライバシーの領域を拡大させることになる。そこでは、まず一方において人間と人間の社会関係を、存在する大きな組織のなかでの機構の一部としての機械的なものに変えてしまい、人間と人間を互いに非人格的なかかわりにおいてのみ、すなわち目的達成のための單なる手段としてのみ接触させるという形に変えてしまう。そしてまた他方において、人間関係は疎外された、あるいは孤立した、信頼関係にうえた人間同士による極めて小さく縮少化させられた形での第三者を寄せつけない強迫的ないしは自己陶酔的な閉ざされた関係に変えてしまう。都市的生活様式は、新しいライフ・スタイルとしての同棲を育む母体であったといってよいのである。

つぎに取りあげられる要因は、一方においていくぶんかは性についての二重標準 (double standard) への挑戦という形での女性解放という志向性をも伴った20世紀の初めにはじまる性の自由化を考える態度上の変化、すなわち性的価値とその行動パターンにおける進化である。それはとくに1920年代から顕在化しはじめる若い女性の非処女率の増大、すなわち25歳未満の未婚女性の性交

## アメリカにおける同棲の問題

経験者の比率の増大という現象として表面化してきた進化である。それはまた1960年代の終りにも体制抗議運動をはじめ多くの社会的変化の影響を背景にしながら若い女性たちの非処女率の増大をもたらし、性の自由化のもとに性の解放の気運を大いに高めてきた動きでもある。

性の解放は、性的価値とその行動パターンにおける女性の二重標準への挑戦ならびにそれに間接的につづく若い女性たちの非処女率の増大ということだけではなく、これとはまったく別個に愛情関係あるいは恋愛関係における「直接的な性的かかわり」の受容という行動パターンの普及ならびにその拡大という効果をもたらすことになる。と同時に、直接的な性的かかわりの受容という行動パターンの普及ならびに拡大は、逆にまた性的解放の傾向に力を貸すという作用もあるのである。要するに、アメリカにおけるこの間の性の自由化が「同棲」普及にポジティブに作用したことは否定できない事実といってよいのである。

第三に取りあげられる要因は、いま述べてきた性的価値ならびにその行動パターンの変化と大いに関係している要因である。それはかつてアメリカにおいて慣習的になっていたデート行動のパターンにおける変化である。従来では恋愛関係がステディになっている若者たちのあいだでも性的交渉をもつことは許されなかった。しかし1960年代の終りごろまでには、そうした伝統的な形式を最後まで守りとおしたデート行動のパターンは姿を消してしまい、一般的にステディの段階では性的交渉が許容され、実践されるようになってきたのである。

デート行動のパターンの変化というこの要因は、性的交渉を生殖行為として厳しく位置づけてきた宗教的価値にたいして、それを眞の愛情表現として位置づける性的価値の勝利を意味している。科学的避妊手段としてのピルがアメリカにおいて必要とされ、ついに1954年に発明されて大いに普及してきたのは、まさにこうした価値観の転換がすすんできたからにほかならない。すでに述べたように、ピルが普及したから価値観の転換が生じてきたのでは決してないのである。<sup>(33)</sup>もちろん今日にいたっては、ピルなどの効果的な避妊手段の利用可能性の増大が結婚とはかかわりなく人びとをますますスムーズに性的関係にか

かわらしめる可能性を高めていることは否定できない事実である。

第四に取りあげられる要因は、この間にアメリカの大学生たちのあいだに生じてきた一般社会人としての取扱いへの要求という形での大学当局にたいする子供としての取扱いへの抵抗の拡大である。それは一つには以前に比較してかれらの肉体的成熟の早期化ならびに意識としての成熟への早期開始化への要求の増大と関係している。この一般社会人としての取扱いへの要求は、近年にいたってのアメリカの大学におけるいくつかの制度上の変化についての先に紹介したゴードンの整理のように、寮への24時間訪問の許可要求や寮の規則の自由化の要求などとして具体的ならびに実質的にすすめられてきた。かくして今日のアメリカでは、男女混合寮や夫婦寮のとうぜんの登場ということになってきているのである。

第五に取りあげられる要因は、今日のアメリカにおける離婚率の増大と、そして経済的協同を第一義的な機能として追求してきた結婚の意味の概念的変化の要因である。離婚は、個人の経済的自立の可能性とつよく相関しており、その可能性が小さければ小さいほど比率においてその出現率も小さいといってよい。結婚の意味が「経済的協同」よりも「余暇の探求」として位置づけられるような状態が保障されれば、そのぶんだけ結婚ならびに離婚についての選択の自由度は大きくなってくる。そして多くの若者たちが、あるいは多くの離婚者たちが同棲の状態を選択する可能性の巾も拡大するといってよいのである。

第六に取りあげられる要因は、人間成長の運動を背景にして個人的成长を強調する時代精神の台頭である。それは伝統的なデート行動や求婚プロセスの表面性や、あるいはまたライフ・コースにおけるあまりにも早期に、かつ単純に永遠性への委託を決定することへの疑問という形をとつて若者たちのあいだでじよじよに具体化してきている。そして個人的成长や発達のチャンスはいうま

---

(33) 性的かかわりという点でデート行動のパターンに大きな変化をもたらしたのは、ピルの発明以前に動く個室である自動車の発明および普及がある。アメリカのような個室をもたない日本の若者たちのデート行動にも、それは今日、大きな変化をもたらしてきているはずである。

## アメリカにおける同棲の問題

でもなく、それは高いレベルでの人間と人間との完全なる緊密性を可能にするような、新しいスタイルの関係への探求という形をとってきはじめているといってよいのである。

このほかにも要因は無数に指摘されうるだろうが、ここでは個別的な要因を最後に一つだけ指摘して節を改めることにしたい。その個別的要因とは、アメリカにおける社会保障制度のあり方に関係している。すなわち、独身者に有利という社会保障制度における退職給付金のシステムは、多くの高齢者たちに結婚することへの疑問を感じさせているのである。のちに述べるように、高齢者たちの同棲の理由がここにあるのではないかという調査研究もすでに存在しているのである。<sup>(34)</sup>

ところで、べつにアメリカだけにかぎらずに今、「同棲」普及の本質的ならびに主体的な意味を探究しようとすれば、それはおそらくつきのようになるのではないだろうか。すなわち、いま結婚をまえにした若者が将来への永続性を前提にしたところの「結婚」そのものを真剣に考えた場合、従来のような「男は女をリードし、女は素直に男に従っていけばよい」といったような夫唱婦隨では眞の結婚生活はこれからは成り立たないとするならば、短期間の恋愛での結婚やそれこそ賭にも似ている見合い結婚では、結婚に踏み切ることなどとてもできないと答えるほうが真面目な回答であるということである。したがって、同棲をしばらく試みたのちに改めて結婚の判断を行なうという態度や行動のほうが安易に結婚行動をとる人びとよりもより高い評価が与えられてしかるべきだということになるのである。しかしながら、このことは女性差別が温存している現時点では結婚にいたらいかぎり、法的権利の面をはじめ多くの面で女性に明らかに不利であるという点で、ただちに推奨できる行動ではないことを、ここでは改めて強調しておく必要があるだろう。

---

(34) K. A. Yllo, Op. Cit., *Alternative Lifestyles*, Vol. 1, 1978, pp. 37—54.

## 6. 同棲に関するアメリカの法的動向

「結婚」とはちがって「同棲」に関しては、アメリカではいかなる法的伝統も存在してこなかった。ということは、同棲にかかわりをもったすべての当事者、たとえば男性、女性、そしてその子供たちにとっていかなる法的な権利の保障も存在してこなかったということを意味している。事実、アメリカでは伝統的には内縁関係のままでいる人びとは、売春婦のような状態の配偶関係にあるものとみなされ、その場合、財産権はまったく認められてこなかったのである。

N. ラヴォリによれば、1976年7月の段階では「同棲」は、むしろ20の州で違法行為とみなされており、未婚の男女のあいだの性的交渉としての「私通」は、16の州およびワシントン D. C.において違法行為とみなされているということである。<sup>(35)</sup> そして、それぞれの規定によれば、同棲の刑罰は、かなり厳格であって、多くの州において最高 500 ドルの罰金と 6 か月の拘禁が規定されないと、かの女は説明している。もっとも実際には、それは希にしか強制執行されるようなことはないようである。

しかしながら、この法律は、そうすることを強要する根拠が明示されないかぎりは明らかにアメリカの合衆国憲法に違反しており、個人のプライバシーの権利を犯すものであるといってよいだろう。マックリンによれば、今日の段階ではアメリカの連邦最高裁判所は、残念ながらそれが憲法違反であるということをまだ判決において明らかにしてはいないということである。<sup>(36)</sup> いずれ、その判決が下されるようになることは今日のアメリカにおける下級裁判の判決のゆくえからして明らかと見てよいだろう。

それでは、つぎに最近のアメリカにおける各州にみられる同棲に関する法的動向がどのようにになってきているかについて考察してみることにしよう。それ

(35) Nora Lavori, *Living Together, Married or Single: Your Legal Rights*, Harper and Row, 1976.

(36) E. D. Macklin, Op. Cit., *Marriage and Family Review*, 1:2, 1978, pp. 1 —12.

## アメリカにおける同棲の問題

は州によってさまざまであるが、新しい法律が出現しはじめてきている動向は、ほぼ伺い知ることができるようである。たとえば、今日なおアメリカでは結婚せずに同棲している男女のあいだに生まれた子供は、非嫡出子とみなされ、もちろん違法とみなされているのであるが、これらの子供たちにたいする諸権利は、さまざまな判決において著しく拡大させられてきているのである。そこで、つぎに年代順にいくつかの判例を紹介してみるとよろしい。

L. J. ウェイツマンによれば、まず1973年には「キャリー (Cary) の再婚」と名づけられた事例においてカリフォルニア控訴裁判所は、内縁関係の「妻」にも法的に結婚している人びとと同様の財産権を認める判決を下しているのである。<sup>(37)</sup> そして、1975年には「アザリー (Atherly) の財産権」と名づけられた事例において先のキャリーの事例での決定がさらに拡大されて、男性の同棲者が別の女性と法的に結婚しているといった状況にも適用されることになったのである。

1976年には、当時マス・コミでも大きく取りあげられた事例である「マーヴィン対マーヴィン (Marvin v. Marvin) の事例」が存在している。この事例においてカリフォルニア最高裁判所は、財産権設定という目的にとって女性の貢献のもつ価値を評価する判例を示したのである。この判決は、また両当事者を法的に拘束することによって同棲者間における口頭上の約束、すなわち「くち約束」の有効性を認めるという結果になったのである。この事例は、同棲者たちにとって極めて重要な含蓄をもった判例であるので、少し詳しく紹介しておくことにしてみたい。<sup>(38)</sup>

ミッチャエル・マーヴィンは、リー・マーヴィンと7年間のあいだ結婚せずに同棲してきた。今、かれらの同棲が終結するにいたってミッチャエルは、かれら

(37) L. J. Weitzman, "To Love, Honor, and Obey? Traditional Legal Marriage and Alternative Family Forms," *Family Coordinator*, Vol. 24 (October 1975) pp. 531—548.

(38) L. J. Weitzman, et al., "Contracts for Intimate Relationships: A Study of Contracts before, within, and in Lieu of Legal Marriage," *Alternative Lifestyles*, Vol. 1 (August 1978) pp. 303—378.

の関係中に獲得された財産のすべてを平等に分けられるべきであるという訴訟を起こしたのである。そして、かれらが一緒にいるあいだに蓄積された財産のためにかの女が自分の職業経歴（キャリア）を放棄したことを主張したのである。しかし一方においてリーは、関係が不道徳であったことや、またそのとき自分が別の女性と法的に結婚していたことから、それにたいしての同意は確実に強調された訳ではなかったということを主張したのである。これにたいして陪審員の多数評決は、リーの主張を退けて、同意が明らかに不法な性的関係にもとづくものでないかぎりは収入や財産の蓄積あるいは分有にたいする当事者たちの明示された口頭ないしは文書による同意に関しては裁判所は支持すべきであるというものであった。裁判所の判決は、さきに述べたとおりの形になつたわけであるが、ただし別れてからの扶養に関してミッチャエルにその権利があるか否かについてはノー・コメントという形をとったのである。

以上のそれぞれの事例は、主として同棲にかかわった女性の財産権に関するものであった。つぎに今日、非嫡出子とみなされる同棲によって生まれた子供たちについての法的保護の拡大の動向を紹介してみることにしてみたい。<sup>(39)</sup> まず、1968年には「レヴィ対ルイジアナ (Levy v. Louisiana) の事例」において裁判所は、非嫡出子が母親の思いもよらぬ事故死からの損害賠償としての金銭的利得を受けとることの権利を判決において保証したのである。

そして1972年には「ウェーバー対イーツナ (Weber v. Aetna) の因果関係」と呼ばれる事例において裁判所は、ルイジアナ労働者補償法 (Louisiana Workmen Compensation Law) のもとに非嫡出子の父親の死においてもかれら非嫡出子たちが嫡出子と同じ立場で手当としての給付金を受けとれる権利を認めたのである。また、同じく 1972年には「デーヴィス対リチャードソン (Davis v. Richardson) の事例」において裁判所は、「社会保障法」 (Social Security Act) が死亡手当の支払いにおいて非嫡出子にたいして差別的であるという判決を下しているのである。さらに 1973 年には「ゴメツ対ペレツ (Gomez v.

---

(39) Cf. P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

## アメリカにおける同棲の問題

Perez) の事例」において裁判所は、非嫡出子の扶養にたいしてその父親に責任のあることを判決で明らかにしたのである。

同棲によって生まれた子供たちにとって同棲のもつ法制上の否定的効果は、今日のアメリカにおいては取りのぞかれてしまったわけではないが、しかし同棲者たちの子供の法的保護をますます拡大させる方向への法的動向は確実に存在しているのである。そしてまた同棲者たち自身の法的権利や義務についても、より厳密な規定を発展させつつあるという新しい動向がまちがいなく存在しているのである。しかしながら、州法において著しい多様性が存在しているし、また多くの州は、これらの権利を依然として認めることを明らかにしていないのが今日的なアメリカの現実である。

### 7. 同棲の効果および結果

さて、つぎに同棲することによるさまざまな効果ないしは結果についていくつかの調査研究を紹介してみるとことにしてみたい。同棲は、同棲者たちにとってさまざまな可能性としてのネガティヴな効果を有しているらしいことがいくつかの文献から確認できる。たとえばグリックとノートンは、同棲している男女の63%が同棲そのものを2年以上続けることができず、結局のところは結婚したり、あるいは別れてしまったりしていると報告しているのである。<sup>(40)</sup>

一方においてニューコームによれば、多くの文献においてほとんどの同棲者たちが結婚する意思がなく、また互いに最終的に結婚するということになるとは限らないと回答していると指摘している。<sup>(41)</sup> またマックリンは、かの女の女性の大学生のサンプルでは、その3分の1が結婚し、その3分の1が別れ、そしてあの3分の1が自分たちの関係を規定するプロセスにあったと報告している。<sup>(42)</sup> この「関係を規定するプロセス」の中身についてはマックリンは、そ

(40) P. C. Glick and A. J. Norton, Op. Cit., *Population Bulletin*, Vol. 32 (October 1977) pp. 2-39.

(41) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597-603.

れは依然として同棲するが結婚を意図してはいないか、あるいは別れてはしまわないが、しかし同棲は継続しないことを意味していると解説している。このような知見は、女性の同棲者たちにとって重要な意味あいを有しているだろう。というのは、女性にとって同棲するもっとも大きな動機が結婚であるらしいという報告があるからである。

たとえば J. F. ライネスらは、男性の同棲者の方が女性よりもより有意味に結婚にたいしての志向性を持ち合わせていないことが見いだされると指摘しているのである。<sup>(43)</sup> アラファトとヨアバーグも、このライネスらの知見を支持するような調査結果を報告している。<sup>(44)</sup> つまり、かれらは「女性にとっては同棲することに関して結婚が最も重要な動機であると指摘できても、男性にとっては同棲することの最も大きな理由が性的満足である」ことを見いだしたというのである。ニューコームは、ハドソンとヘンジがかれらの知見において女性の方が男性よりもその性的関係においてより誠実であることを見いだしているのを引用しながら、<sup>(45)</sup> 以上のことと結論づけて次のように述べている。「証拠は次のことを示唆しているのである。すなわち結婚のためという期待の相違という点で、また性的に排他的という点で、女性の方が同棲関係においてより危険性が大きいのである。<sup>(46)</sup>」要するに、同棲は女性の側にとってよりネガティブな効果を有しているというわけである。

もちろん同棲が同棲者たちにとってポジティヴな効果を有しているらしいことを報告している調査結果もいくつか存在する。たとえばオールディとマック

(42) E. D. Macklin, Op. Cit., *Family Coordinator*, Vol. 21, 1972, pp. 463—472.

(43) J. F. Lyness, et al., "Living Together: An Alternative to Marriage," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 34 (May 1972) pp. 305—311.

(44) I. Arafat and B. Yorburg, Op. Cit., *Journal of Sex Research*, Vol. 9, 1973, pp. 97—106.

(45) J. W. Hudson and L. F. Henze, "A Note on Cohabitation," *Family Coordinator*, Vol. 22 (October 1973) p. 495.

(46) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

## アメリカにおける同棲の問題

リンの両者は、同棲者たちが同棲することによって強いられる犠牲以上にかれらの関係からかなりの利益を得ていると感じていることを見いだしている。<sup>(47)</sup>またマックリンは、サンプルの3分の2がいかなる罪障感も感じておらず、4分の3が性生活に満足していると述べていることを報告している。<sup>(48)</sup>

アラファトとヨアバーグは、かれらの知見によると、男女ともに同棲による重要なポジティヴな効果として「経済的な利得が魅力的である」と考えていると報告している。<sup>(49)</sup>またオールディは、同棲者についての文献に見いだされる三つのもっとも重要なポジティヴな効果は、友愛性、性的満足、および経済的利得であると指摘している。<sup>(50)</sup>しかしながら、多くの研究が同棲生活とその他の夫婦生活によって経験された安定性や情緒的緊密さ、および満足の度合いなどを比較研究してきており、それによると、いずれも一貫してほとんどそこには相違が見いだされないことを指摘しているのである。<sup>(51)</sup>

またクレイトンとヴォスは、当事者たちがそれぞれの役割を果たすやり方に

---

(47) D. E. Olday, Op. Cit., 1977 (cited by P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603).

E. D. Macklin, Op. Cit., *Family Coordinator*, Vol. 21, 1972, pp. 357—360.

(48) E. D. Macklin, Ibid.

(49) I. Arafat and B. Yorburg, Op. Cit., *Journal of Sex Research*, Vol. 9, 1973, pp. 97—106.

(50) D. E. Olday, Op. Cit., 1977 (cited by P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603).

(51) L. W. Polansky, et al., "A Comparison of Marriage and Heterosexual Cohabitation on Three Interpersonal Variables: Affective Support, Mutual Knowledge and Relationship Satisfaction," *Western Sociological Review*, Vol. 9 (summer 1978) pp. 45—59.

L. S. Budd, "Problems Disclosure and Commitment of Cohabiting and Married Couples," Unpublished Doctoral Dissertation, University of Minnesota, 1976 (cited by E. D. Macklin, Op. Cit., 1978, pp. 1—12).

C. L. Cole and D. W. Bower, "Cohabitation Pair-bond Intimacy Requirements and Love-life Development Differences," presented at the Annual Meeting of the National Council on Family Relations, St. Louis, Missouri, October 1975.

おいて結婚をしている者と同棲をしている者とのあいだにはほとんど、あるいはまったく差異がないといってよいと報告している。<sup>(52)</sup> これと同様の知見は、M. A. セグレストと M. O. ウィークスの調査研究においても見いだされる。<sup>(53)</sup> つまり、かれらによれば「同棲の経験は、その参与者たちの役割期待を伝統的なパターンのより少ない方向へと変化させるという点では、ほとんど影響力を有していないようである」と指摘されるというのである。

さらにライネスらは、同棲している人びととステディの状態の恋愛関係にある人びとについての比較研究を行なっているが、それによると二つのタイプのカップルがパートナーとの関わりにおいて、あるいは関わりにもとづく幸福感において互いに判別することができなかったことを報告している。<sup>(54)</sup> しかしながらライネスらによると、結婚へのコミットメントという点では明らかにかれらに相違が見いだされたと報告している。つまり、ステディな状態の恋愛関係にある二人のほうが結婚にたいしてずっと多くのコミットメントを示していたのである。

ときに同棲がもつポジティヴな可能性のある効果のひとつとして配偶者選択のプロセスにおける改善ということが、一般的に支持された考え方であるといつてよいが、ニューコームはオールディが「同棲は伝統的な求婚のパターンよりもより効果的な配偶者選択の方法であるとは言えない」と指摘しているのを引用しながら、オールディの知見にたいして同棲にたいする一般的な常識的考え方とは矛盾していると指摘している。<sup>(55)</sup> 要するに、現実の同棲は、理想型としての同棲に期待されるような姿ではなく、法的に結婚の手続きはとっていない

(52) R. R. Clayton and N. L. Voss, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1971, pp. 273—283.

(53) M. A. Segrest and M. O. Weeks, "Comparison of the Role Expectations of Married and Cohabiting Subjects," *International Journal of Sociology of the Family*, Vol. 6 (autumn 1976) pp. 275—281.

(54) J. F. Lyness, et al., Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 34, 1972, pp. 305—311.

(55) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

## アメリカにおける同棲の問題

が、さして伝統的な結婚生活と変わりはないということのようである。

D. J. ピーターマンらと N. キャットリンらは、それぞれ別べつの調査研究において共に同棲者たちが適応尺度 (adjustment scales) において非同棲者たちととくに異なるところがないことを見いだしている。<sup>(56)</sup> このような個人的レベルでの調査研究ではなく、むしろ同棲者たちの社会的レベルでのコントロール・グループとしての非同棲者たちとの比較研究ではどうだろうか。すでに引用してきたアラファトとヨアバーグの研究、ヘンジとハドソンの研究、あるいはセグレストとウィークスの研究などにおいては、同棲者たちと非同棲者たちとのあいだに社会的階層や家族的背景による意味ある差異は何もないことを報告している。<sup>(57)</sup> つまり、同棲者たちが別に特殊な人びと、あるいは特殊な背景をもつ人びとではないことを明らかにしているのである。これらの調査研究において同棲者を非同棲者から区別する唯一の要因は、せいぜい伝統的な価値志向の指標と思われる宗教性あるいは教会への礼拝出席の度合いぐらいのものであったということである。

ところで、同棲が家族構成のサイズを縮少させる効果があるかもしれないということを示唆するいくらかの証拠がある。たとえばバウワーとクリストファーソンの研究や L. J. ウェイツマンらの研究は、それぞれ同棲者たちがより少ない子供の数を望む傾向があることを報告しているのである。<sup>(58)</sup> オールディ

---

(56) D. J. Peterman, et al., "A Comparison of Marriage and Heterosexual Cohabiting and Non-cohabiting College Students," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 36 (May 1974) pp. 344—354.

N. Catlin, et al., "MMPI Profiles of Cohabiting College Students," *Psychological Reports*, Vol. 38 (April 1976) pp. 407—410.

(57) I. Arafat and B. Yorburg, Op. Cit., 1973, pp. 97—106.

L. F. Henze and J. W. Hudson, Op. Cit., 1974. pp. 722—726.

M. A. Segrest and M. O. Weeks, Op. Cit., 1976, pp. 275—281.

(58) D. W. Bower and V. A. Christopherson, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1977, pp. 447—452.

L. J. Weitzman, et al., Op. Cit., *Alternative Lifestyles*, Vol. 1, 1978, pp. 303—378.

は、同棲者たちがより少ない子供の数を望んでいるだけでなく、両性ともに元同棲者であった人たちのほうがより多く子供を有していないらしいことを報告している。<sup>(59)</sup> つまり、女性については同棲者でない人たちの47%が子供を有していないかったのにたいして、元同棲者であった人々は70.9%が子供を有していないかったのである。また男性については非同棲者たちの46%が子供を有していないかったのにたいして、元同棲者であった人々は68%が子供を有していないかったのである。

このような同棲が家族構成のサイズを縮少させる可能性のある効果を有しているという解釈にたいして、ニューコームは「必ずしも同棲率の増大が家族サイズを縮少させることになることを意味するものでないことに注意すべきである」と述べている。<sup>(60)</sup> というのは、ニューコームは同棲の傾向を有している人々がもともとより少ない子供の数を望んでいる傾向を有している人びとであると考えられるからであると説明している。要するに、同棲者だからとか、また同棲ということそのことが子供を少なくする言いきることはできないということである。しかし、どうして同棲志向者たちが子供を望まないという傾向をもともと有しているのかが気になるだろう。この点では、さらに今後の研究が期待されるところである。

同棲者たちの子供の有無については、グリックとノートンの研究がある。かれらの研究では1977年の時点において同棲している男女の全体のおよそ20%（実数にして20.4万組）が一人ないしはそれ以上の子供をその世帯に有していると報告している。<sup>(61)</sup> この報告は、大学生をサンプルにした同棲者に関する調査研究とは極めて対照的である。たとえばバウワーとクリストファーソンの研究では、かれらのサンプルの126組の同棲する男女のうち、たったの4組のみが

(59) D. E. Olday, Op. Cit., 1977 (cited by R. P. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603).

(60) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(61) P. C. Glick and A. J. Norton, Op. Cit., *Population Bulletin*, Vol. 32, 1979, pp. 12—39.

## アメリカにおける同棲の問題

子供を育てていただけであったと報告しているのである。<sup>(62)</sup> このことから考えて、おそらく子供を有する同棲者たちのほとんどは大学生たちではなく、それ以外の未婚の同棲者たちか、あるいは以前に少なくとも一人の親が結婚を経験したことのある同棲者たちのどちらかであるということになるだろう。

両親が同棲していることによる子供たちにとっての効果あるいは結果については、いかなる報告も見いだせない。しかしながらニューコームの引用によると、1974年にB.T.エイデュソン (Eiduson) の予備的研究の知見があり、それによれば「これらの子供たちは伝統的な家族構造出身の子供たちよりも、より平等な性役割に社会化されている」ということである。<sup>(63)</sup>しかし、この点に関しては十分な調査研究がなされているわけではなく、とにかく情報不足であって確固たる結論を導くことはできないのである。今後の研究の進展に期待する以外にしかたがないだろう。

一方、N.マイリックスとR.H.ロビンズは、同棲そのものの効果というよりも、両親が同棲者であった子供たちにとって、とくにその両親が別れてしまったとき、両親よりもその子供たちのほうがより大きなハンディキャップを負うことになるという同棲が有するネガティヴな子供たちへの効果についての報告を行なっている。<sup>(64)</sup>つまり、親である同棲者たちが離別すると、そのことは子供たちを不確かな児童保護状況におくということ、そしてまた法的な強制的児童扶養の義務の欠如のために重大な経済的不利益をもたらすことになるということである。このことについての法的な動向としては子供たちの権利を保護する方向への拡大化が見られるということは、すでに述べたとおりである。

ところで、既存の「同棲」研究の文献には以前に結婚経験のある人びとの同棲についての調査研究は、ほとんど見いだされない。しかし、すでに述べたよ

(62) D. W. Bower and V. A. Christopherson, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1977, pp. 447—452.

(63) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(64) N. Myricks and R. H. Robins, "Sex Laws and Alternative Life Styles," *Family Coordinator*, Vol. 26 (October 1977) pp. 357—360.

うに国勢調査では30歳以上の人びとの同棲者の比率の相当たかいことが報告されている。<sup>(65)</sup> このことは結婚経験のある同棲者が多く存在することを予想させるだろう。すでに引用してきたクレイトンとヴォスの調査研究では、2,510人の若い男性の全国サンプルにおいて、これらの人びとの結婚経験の回数に応じた同棲率の比較研究が試みられている。<sup>(66)</sup> かれらの知見によると、一度も結婚したことのないもののうちの21%，一度、結婚した経験のあるもののうちの14%，そして何度も結婚した経験のあるもののうちの35%がそれぞれ同棲していたのである。これらのデータは、結婚に何度も失敗した経験をもつ人びとほど代わるべきライフ・スタイルとして同棲をより多く率先して選ぶらしいことを示唆しているものといってよいかもしない。いくぶん性急ではあるが、アメリカにおける最近の高い離婚率の持続ということと同棲というライフ・スタイルに関しての受容の増大ということを考え合わせてみて、離婚経験を有する同棲者たちは、今後その大きさという点において拡大していくきそうであると予測している研究者もすでに存在しているのである。<sup>(67)</sup>

最後に高齢者にみられる同棲とその効果あるいは結果についていかか考察してみることにしてみたい。グリックとノートンによれば、1977年では65歳以上の8.5万人の男性が同棲しており、年齢集団にたいして1.3%を占めていたと報告している。<sup>(68)</sup> この数値は実数よりもかなり低い数値であろうことが予想される。というのは、この年齢コーホートの人びとは若者たちとは異なって、調査者にたいして自分たちが同棲の状態にあることを暴露することを控える傾向があるからである。先にも紹介したようにイロハ、かの女の全国サンプルの調査

---

(65) U. S. Bureau of the Census, Op. Cit., *Current Population Reports*, P-20, No. 306, 1977.

(66) R. R. Clayton and N. L. Voss, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1977, pp. 273—283.

(67) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(68) P. C. Glick and A. J. Norton, Op. Cit., *Population Bulletin*, Vol. 32, 1977, pp. 2—39.

## アメリカにおける同棲の問題

結果にもとづいて、この年齢集団の同棲が特別な理由によるものであることを次のように報告している。<sup>(69)</sup> すなわち「この年齢集団にとっての同棲は、再婚することによって女性の社会保障の受給権が減少してしまうということから人びとに同棲を奨励する社会保障体系の主として人工的産物と見なしてよいのである。」イロは、同棲率が51歳から60歳の年齢集団では0.3%であるのにたいして61歳以上の人びとでは0.9%であって、まさに3倍増となっていることをとくに重視している。もちろんニューコームが指摘するように、<sup>(70)</sup> こうした年といった人びとにとての同棲率における増大の原因を正しく確定するには単一の要因だけを急速に特定化してしまうのではなく、もっと多くの調査研究の積上げが不可欠であるというべきだろう。

高齢者たちにとっての同棲のもつ効果については R. キャバンの報告がある。<sup>(71)</sup> キャバンによれば、高齢者の同棲には潜在的にいくつかの利点すなわちポジティヴな効果があって、それらは配偶者の役割の回復、友愛性、経済的利得、および性的満足であるということである。ネガティヴな効果としては「年をとった同棲者たちは、意味ある他者たち (significant others) から不承認にあう危険性にさらされている」ということである。同じような指摘は H. S. ローゼンバーグの論文にも見いだされ、そこでは同棲は、当の年とった同棲者たちとかれらの子供たちや孫たちとの関係に何らかの衝突を持ちこむことになるだろうと指摘しているのである。<sup>(72)</sup>

## 8. 同棲の将来 —結婚制度への影響—

ときにアメリカのマス・コミは、同棲率の増大に関して「同棲は結婚制度にとっての脅威となってきている」と指摘したりしている。<sup>(73)</sup> この指摘は正しい

(69) K. A. Yllo, Op. Cit., *Alternative Lifestyles*, Vol. 1, 1978, pp. 37—54.

(70) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(71) R. Cavan, "Speculations on Innovations to Conventional Marriage in Old Age," *The Gerontologist*, Vol. 13 (winter 1973) pp. 409—410.

指摘といえるだろうか。そこで最後に、同棲が結婚に与える影響、加えて同棲の将来についていくらか考察してみることにしてみたい。

マックリンの次の文章をまずははじめに紹介してみたい。<sup>(74)</sup> すなわち、「かれらは結婚することを考えていなかっただけでなく、ほとんど結婚を現在の同棲にとって代りうる選択肢とは考えていなかったのである。」この文章では、同棲と結婚とはまったく別のものであって、両者を並列にして二者択一的に選びあうことのできるようなものではないということになる。「あなたがたは同棲の代わりに結婚の可能性を考えたことがありますか」とマックリンが質問したとき、多くの答えは「神に誓って、ノー」であったという。マックリンのこれらの文章からは、同棲は確かに結婚制度にとって脅威となってきたという結論が導きだされそうである。しかしながら、意外にもマックリンの結論は、「同棲者たちが結婚にコミットしていないのではなく、それを遠い将来の可能性としてのみ考えているのである」ということである。つまり同棲者たちは、結局のところ結婚を「同棲」に代りうるものとも、あるいはまた同棲を「結婚」に代りうるものとも共にそれぞれ考えていなかったということである。

ところで、もっと明解な調査知見がある。すなわち、バウワーとクリストファーソンによる大学生をサンプルにした調査研究では、可能のある時点で結婚したいということを示唆した回答者たちは、同棲者では96%，非同棲者では99%であったことを報告しているのである。<sup>(75)</sup> また L. D. ストロングは、400人

(72) H. S. Rosenberg, "Implications of New Models and the Family for the Aging Population," in H. Otto (ed), *Family in Search of a Future*, Meredith Corporation, 1970 (cited by P. R. Newcomb, Op. Cit., 1979, pp. 597—603).

(73) たとえば、次を参照のこと。

L. Montague, "Straight Talk about the Living Together Arrangement," *Reader's Digest*. (April 1977) pp. 91—94.

Newsweek Editors, "Cohabitation," *Newsweek* (August 1, 1977) pp. 46—50.

(74) E. D. Macklin, Op. Cit., *Family Coordinator*, Vol. 21, 1972, pp. 463—472.

(75) D. W. Bower and V. A. Christopherson, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1977, pp. 447—452.

## アメリカにおける同棲の問題

の独身の学生の研究において男女ともに将来においてかれらがもっとも喜んで参加したいと思っている形の男女のかかわりは、平等主義で性的に一夫一婦制の結婚であって、男女ともに基本的に一致していることを報告している。<sup>(76)</sup> これらの知見は、マス・コミの指摘とは異なって同棲が結婚制度にとって厳しい脅威などでないことをはっきりと示唆しているものといってよいだろう。

しかしながら、全面的にではなく部分的あるいは限定的ではあるが、同棲が結婚にとってはっきりと代替物でありうると報告している調査研究もある。たとえばライネスは、デート中の男女と同棲者たちについての比較研究において、同棲することが結婚にたいする短期の代替物となっているといつてよいと結論づけているのである。<sup>(77)</sup> またニューコームは、同棲が以前に結婚の経験のある同棲者たちや年のいった同棲者たちにとって結婚にたいする代替物を意味していると考えられうると述べているのである。<sup>(78)</sup> つまり、結婚経験のある同棲者のグループは、結婚における失敗の経験のために同棲しているのかもしれないということ、そして年のいった同棲者のグループは、結婚している夫婦と比較してみて独身の二人でいるほうが社会保障の恩恵が大きいために同棲しているのかもしれないということである。

先に引用したバウワーとクリストファーソンは、一方においてまた、同棲は結婚制度にとって脅威ではなくとも結婚の開始を遅らせることになるだろうと述べている。<sup>(79)</sup> アメリカの結婚について概観した場合、たしかに今日、アメリカにおいて結婚の延期（つまり初婚年齢が高くなること）が見いだされること

(76) L. D. Strong, "Alternative Marital and Family Forms: Their Relative Attractiveness to College Students and Correlates of Willingness to Participate in Nontraditional Forms," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 40 (August 1978) pp. 493—503.

(77) J. F. Lyness, "Happily ever after? Following-up Living Together Couples," *Alternative Lifestyles*, Vol. 1 (February 1978) pp. 55—70.

(78) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(79) D. W. Bower and V. A. Christopherson, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, 1977, pp. 447—452.

は事実であるが、しかしながら同棲という社会現象がそれに重大な影響を及ぼしているというよりも、むしろアメリカにおける結婚前の若い女性の大学進学率の増大や女性のキャリア追求の職場進出の増大のほうがずっと重大な影響を及ぼしているといったほうがより正確ではないだろうか。結婚の延期についてはニューコームの指摘するように、たしかに「いくぶんかは同棲が結婚を遅らせることがあるかもしれないが、………またある程度、高い年齢で人びとが結婚に入ることによって結婚生活の質を高めるといったような、社会にとって意味のある二義的効果をもたらすことになるだろう」ということになって、<sup>(80)</sup>むしろ同棲が結婚制度にとって脅威どころか、質的な高度化に貢献するかもしれないという見かたさえありうるのである。

二年間にわたる 231 組の大学生の男女の同棲に関する比較調査の結果、B. J. リスマンらは、この問題についてみじくも「大学での同棲は、デート関係の発展に影響を及ぼすかもしれないが、しかしマス・コミが問題にするような結婚制度にとっての脅威を示してはいない」とはっきり結論づけているのである。<sup>(81)</sup> 結局のところ、同棲が結婚制度にとって代ってしまうとか、同棲が結婚制度そのものにとって脅威であるとかというようなことを証拠づける知見は何も見いだせないということになるのである。

J. トロストは、スウェーデンにおける未婚の男女の凄まじい同棲率の増大の動向を報告している。<sup>(82)</sup> それによると、スウェーデンにおいて今日、結婚せずに同棲している人びとの比率は、1970年で「夫婦世帯」全体の 6.5% であったものが、1974 年では 12% になってきているという。マックリンのより新しい情報では、さらに1977年では15%になってきているということである。<sup>(83)</sup> そし

---

(80) P. R. Newcomb, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41, 1979, pp. 597—603.

(81) B. J. Risman, et al., "Living Together in College: Implications for Courtship," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 43, 1981, pp. 77—83.

(82) Jan Trost, "Married and Unmarried Cohabitation: the Case of Sweden, With Some Comparisons," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37 (August 1975) pp. 677—682.

## アメリカにおける同棲の問題

トロストは、スウェーデンにおいて今日、結婚していく夫婦の99%が結婚前に同棲の経験をもったことのある人びとであると報告しているのである。<sup>(84)</sup> アメリカに比べてスウェーデンのほうがいかに同棲という新しいライフ・スタイルの普及において一步も二歩も先を進んでいるかが伺い知れるだろう。

しかし、ここでも理解されるように、たとえトロストが1966年から1973年の7年間にスウェーデンでは年間の婚姻総数が61,101組から38,251組へと約37%も減少したことを強調しようとも、<sup>(85)</sup> 同棲は結婚にとって代わってしまったわけではないということである。また、確かにアメリカにもスウェーデンに見られるような動向の前兆は存在しているが、だからといってアメリカにおいて今後、同棲がライフ・コースにおける恒久的な支配的ライフ・スタイルの一つとして選択され、かつ定着するか否かは、現時点では不確かであるというのが正しい見かたであるというべきだろう。

(1982年10月 5日脱稿)

(1982. 11. 10. 受理)

---

(83) E. D. Macklin, Op. Cit., *Marriage and Family Review*, 1:2, 1978,

pp. 1—12.

(84) Jan Trost, "Dissolution of Cohabitation and Marriage," Unpublished manuscript, Uppsala University, 1977 (cited by E. D. Macklin, Ibid.).

(85) Jan Trost, Op. Cit., *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37, 1975,  
pp. 677—682.